

船舶事故調査報告書

令和5年12月20日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和5年2月18日 08時30分ごろ
発生場所	静岡県浜松市今切口南東方沖 浜名港口離岸導流堤灯台から真方位123°1.4海里付近 (概位 北緯34°39.6 東経137°37.3)
事故の概要	プレジャーボート ^{ターゲット} TARGET FISH ^{フィッシュ} は、東南東進中、また、プレジャーボート ^{アンジェリーナ} Angerina Japan ^{ジャパン} は、船首を西方に向けて漂泊中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和5年3月15日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A プレジャーボート TARGET FISH、3.5トン 243-39981 静岡、個人所有 B プレジャーボート Angerina Japan、5トン未満（長さ5.02m） 242-28322 静岡、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、二級小型 B 船長B、二級小型
負傷者	なし
損傷	A 船首船底外板に擦過傷 B 両舷外板に剥離を伴う亀裂
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風力 2、視界 良好 海象：波高 約1.0～1.5m、潮汐 下げ潮の中央期 太陽の高度及び方位：高度 約21°、方位 約123°
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、友人2人を乗せ、静岡県浜名港の港口離岸導流堤を通過して浜松市中田島砂丘南方沖の釣り場に向けて左転し、約8～10ノットの対地速力で東南東進していた。 船長Aは、船首方が太陽光で眩 ^{まぶ} しくて見えにくかったものの、前路に航行の支障となる他船がないと思い、同じ針路及び速力で航行中、急に船首が持ち上がり、減速したので停船したところ、友人から船長Bが海面に浮いていると告げられ、B船と衝突したことに気付いた。 船長Aは、ふだん、本事故発生場所付近で釣りをする船を見掛けなかったため、他船はいないと思っていた。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、船首を西方に向けて船外機を停止し、釣りをを行いながら漂泊していた。 船長Bは、B船に接近する態勢のA船を右舷船首方に認め、ふだ

	<p>ん、釣り場では航行中の船舶が漂流中のB船を避けていたので、航行中のA船が漂流中のB船を避けてくれると思い、しばらく様子を見ながら漂流を続けることとした。</p> <p>船長Bは、A船の動静を見ていたところ、A船がB船を避ける様子を見せることなく接近するので衝突の危険を感じ、A船に向かって手を振り大声を上げたが、A船がなおも接近するので、船外機の始動を試みても間に合わないと判断して海に飛び込んだ後、B船の右舷部とA船の船首部とが衝突した。</p> <p>船長Bは、A船に救助された後、海上保安庁に本事故の発生を通報した。</p> <p>B船は、転覆して自力航行できなくなり、A船にえい航されて浜名港に帰航した。</p>
<p>分析</p>	<p>A船は、東南東進中、船長Aが、太陽光の影響により船首方が見えにくい状況下、前路に航行の支障となる他船がないと思い、同じ針路及び速力で航行を続けたことから、前路で漂流中のB船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、ふだん、本事故発生場所付近で釣りをする船を見掛けなかったことから、前路に航行中の支障となる他船はないと思ったものと考えられる。</p> <p>B船は、漂流中、船長Bが、右舷船首方から接近するA船を認めた際、航行中のA船が漂流中のB船を避けてくれると思い、A船の動静を見ながら漂流を続けたことから、更に接近するA船に対して危険を感じ、海に飛び込んだ後、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、A船が東南東進中、B船が漂流中、船長Aが、太陽光の影響により船首方が見えにくい状況下、前路に航行の支障となる他船がないと思い、同じ針路及び速力で航行を続け、また、船長Bが、右舷船首方から接近するA船を認めた際、航行中のA船が漂流中のB船を避けてくれると思い、A船の動静を見ながら漂流を続けたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・船長は、航行中、ふだん釣りをする船を見掛けたことがない場所であっても他船はないと思わず、また、進行方向が太陽光により眩しい場合には、サングラスを着用するなどして、前路の適切な見張りを行うこと。 ・船長は、漂流中に接近する他船を認めた場合、他船が避けてくれると思わず、余裕がある時機に船体を移動させるなど、衝突を避けるための措置を採ること。